

市民花壇・ふれあい花壇助成基準

(目的)

- 1 この基準は、名古屋緑化基金を活用して、地域のボランティア団体等に花苗及び肥料を交付することにより、花づくりへの市民参画の振興を図り、花に包まれた潤いのあるまちなみを実現することを目的とする。

(定義)

- 2 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民花壇 地域のボランティア団体等により運営される花壇（1花壇当たり2㎡以上のものに限る。）であって、次の要件の内の一を満たすものをいう。
 - ① 花壇が公道から7m以内の距離のところであり、市民が公道から自由に鑑賞できること。
 - ② 花壇が集合住宅の敷地内にあり、市民が自由に鑑賞できること。
 - (2) ふれあい花壇（プランター花壇） 地域のボランティア団体等により運営される、10個以上のプランターを一体的に設置することにより構成される花壇であって、次の要件の内の一を満たすものをいう。
 - ① プランターが公道上又は公道沿いにあり、市民が自由に鑑賞できること。
 - ② プランターが集合住宅の敷地内にあり、市民が自由に鑑賞できること。

(助成対象)

- 3 助成の対象となる事業は、地域のボランティア団体等（以下「団体等」という。）が行う次の各号に掲げるものとする。
 - (1)市民花壇を設置し、これを期間中良好に運営する事業
 - (2)ふれあい花壇を設置し、これを期間中良好に運営する事業

(助成の方法)

- 4 助成は、次の各号に掲げるところにより、花苗及び肥料を春及び秋の各1回配布することにより行う。
 - (1)花苗 花壇面積1㎡当たり16株
 - (2)肥料 花苗植栽のために必要と認める量

(助成期間)

- 5 助成期間は、3年間を限度とする。

(申請手続)

- 6 助成を受けようとする団体等は、市民花壇・ふれあい花壇助成申請書（様式 1）を理事長に提出しなければならない。

(所有者又は管理者の承諾)

- 7 市民花壇又はふれあい花壇を設置しようとする土地が申請者以外の者の所有又は管理に係るものである場合は、当該所有者又は当該管理者の承諾を得たうえで、前項の申請をしなければならない。

(助成の決定)

- 8 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定のうえ、市民花壇・ふれあい花壇助成認定通知書（様式 2）により申請者に通知するものとする。

(事業報告)

- 9 この基準に定めるところにより、市民花壇事業又はふれあい花壇事業に係る助成を受けた団体等は、事業報告書（様式 3）を理事長に提出しなければならない。

(雑則)

- 10 この基準に定めるもののほか、助成の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。